

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：秋の里山ガーデンフェスタ（平成30年9月15日～10月14日）

左下：Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018（平成30年8月4日～9月30日） 近藤良平・ヨコハマ・ガラ ©菅原康太

右上：リポビタンDチャレンジカップ（平成29年11月4日 日産スタジアム開催） 日本代表対オーストラリア代表 ©JRFU

右下：2018ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会（平成30年5月12日・13日） ©Shugo TAKEMI

平成30年11月
横浜市



提案・要望事項

国と地方が一体となった海洋政策の推進	1
児童虐待対策のための市町村の機能強化の推進	3
外国人材の受入れ・共生のための環境整備	7
訪日外国人旅行者の獲得に向けた文化財を活用した魅力ある観光拠点整備への支援	9
旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請	11
国際競争力及び防災力強化に向けた高速道路等の整備推進	13
連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進	15
ふ頭機能の再編等による横浜港の国際競争力強化	17
都市部における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充	19
地球温暖化対策に資する交通システムの導入支援	21

国と地方が一体となった海洋政策の推進

内閣府

海洋施策の推進に対する支援の充実

【提案の背景・必要性】

- ・ 国においては、新たな海洋立国日本の実現を目指し、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「海洋基本法」を制定（平成 19 年 7 月）しました。同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部を設置するとともに、海洋基本計画を策定し、「海洋の産業利用の促進」や「海洋人材の育成と国民の理解の増進」等の様々な施策を推進しています。
- ・ 横浜市では、海洋基本法に定める「地方公共団体の責務」を踏まえ、横浜市中期 4 か年計画 2014－2017 において「『海洋都市横浜』への挑戦」を掲げ、海洋分野の企業・研究機関・大学・行政機関等で構成する、「海洋都市横浜うみ協議会」（27 年 9 月設立）により、「産業の振興」や「教育・普及啓発」等、分野横断的に様々な取組を推進しています。
- ・ また、国の第 3 期海洋基本計画（30 年 5 月策定）を踏まえつつ、新たな横浜市中期 4 か年計画 2018－2021 においても海洋施策を位置づけ、より積極的な施策展開や取組の充実を図ることとしています。
- ・ 横浜市の海洋施策の推進にあたっては、「海洋都市横浜うみ協議会」への内閣府総合海洋政策推進事務局等の参画など、積極的な支援をいただいておりますが、地方公共団体としての責務・役割を果たし、国と一体となって海洋政策を一層推進するためには、横浜市の取組に対する支援の充実が必要です。

【提案内容の説明】

- ・ 横浜市が、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その特性や能力を活かした海洋施策を一層推進していくためには、国の支援が不可欠です。
- ・ このため、海洋基本法および海洋基本計画の掲げる目的の実現に資する**横浜市の取組に対して、様々な面からの支援を行うこと**について提案します。

■海洋都市横浜うみ協議会の概要

設立日：平成 27 年 9 月 28 日

名誉会長：横浜市長 林 文子 会長：横浜市副市長 小林 一美

副会長：内閣府総合海洋政策本部参与(合同会社 TMC コンサルティング代表) 高島 正之

<協議会参加団体：33 団体>(平成 30 年 9 月時点、順不同)

①研究機関：3 団体

(国研)海洋研究開発機構(JAMSTEC)、(国研)水産研究・教育機構

(国研)海上・港湾・航空技術研究所(海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所)

②大学・教育機関等：7 団体

(独)海技教育機構、(公財)帆船日本丸記念財団、横浜国立大学、横浜市立大学、東京海洋大学、東京大学生産技術研究所、神奈川大学

③企業・団体：19 団体

(一財)エンジニアリング協会、(一社)海洋産業研究会、(一社)日本船用工業会、

(一社)日本プロジェクト産業協議会(JAPIC)、(一社)次世代センサ協議会、

(一社)横浜港振興協会、(株) IHI、千代田化工建設(株)、東亜建設工業(株)、日揮(株)、

横浜港埠頭(株)、(株)横浜八景島、日本郵船(株)、三菱重工業(株)、古河電気工業(株)、

五洋建設(株)、ジャパンマリユニテッド(株)、(株)オーシャンスパイラル、(株)セア・プラス

④行政機関：4 団体

内閣府総合海洋政策推進事務局、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、横浜市

■海洋都市横浜うみ協議会の取組

産官学のプラットフォームを形成し、「産業振興」や「教育・普及啓発」等の様々な取組を展開しています。

①産業振興の取組事例

海と産業革新コンベンション(うみコン)

海洋分野の企業や研究機関、大学等の交流・情報発信により、イノベーションやビジネス創出等を目指すコンベンション(30 年 1/16・17 横浜港大さん橋ホール)

・来場者数：約 2,500 人

・出展者数：約 50 団体



※31 年 2/20・21 開催予定

②教育・普及啓発の取組事例

海洋都市横浜うみ博

(日本財団「海と日本 PROJECT」助成事業)

将来を担う子どもたちへ、船舶の乗船体験や生物、科学など海の多様な魅力を発信するイベント

(30 年 7/21・22 横浜港大さん橋ホール)

・来場者数：約 23,000 人



児童虐待対策のための市町村の機能強化の推進

内閣府、厚生労働省

- 1 市町村（区役所）における支援体制の強化
- 2 児童虐待重篤化防止のための DV 被害者支援事業の創設

【提案の背景・必要性】

1 市町村（区役所）における支援体制の強化

- ・ 国において平成 30 年 7 月に決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、新たに「市町村の体制強化」を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を年内に策定するとされました。
- ・ また、同時に示された新プランの「骨子」では、市町村における相談支援体制を強化するため、必要な職員を確保して「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進することや、「要保護児童対策地域協議会の調整機関」として職員の配置を支援することが掲げられています。
- ・ 横浜市では、18 区役所において、「虐待対応調整チーム」を編成し、主に福祉や母子分野との連携や社会資源を活用した在宅児童などの継続支援を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会の調整機関」としての機能を担っています。併せて、指定都市として 4 児童相談所を設置しており、主に一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置などを行っています。
- ・ **18 区役所と 4 児童相談所が、虐待通告受理機関として、それぞれの強みを生かしながら、連携して児童虐待対応を行う中、29 年度の児童虐待相談対応件数は、6,796 件と過去最多となっており、特に、区役所での対応件数は直近 5 年間で約 2.3 倍となっています。**
- ・ 増え続ける児童虐待の相談対応に対しては、児童相談所での対応に加えて、**家庭の状況変化に一体性・連続性を持たせて支援していくことが重要であり、地域において未然防止と早期発見・早期対応を一体的に行い、多様な関係機関の連携の中心となる、市町村（区役所）の役割の重要性が増しています。**
- ・ 一方、国においては、児童相談所の体制強化に対して、児童福祉司の増員が掲げられ、地方交付税措置による財政支援が行われていますが、**市町村（区役所）の体制強化については、職員体制の位置づけや財政措置がありません。**

2 児童虐待重篤化防止のための DV 被害者支援事業の創設

- ・ 配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）などの被害者からの相談を受ける婦人保護事業については、横浜市でも、全国と同様に、相談件数が増加傾向にありながら、一時保護件数が減少傾向にあります。
- ・ 一時保護に至らない理由を見ると、通信や外出などに関わる行動制限を理由としたケースが多く、特に乳幼児を抱える母子でその傾向が強くなっています。また、その中には、家庭での暴力行為の目撃、ネグレクト等の不適切な養育、子どもへの直接的な暴力など、児童虐待が疑われるケースも含まれています。
- ・ **一時保護に至らないケースでは、相談者のほとんどが帰宅しています。しかし、帰宅した場合には、暴力に支配され、暴力からなかなか逃げ出せない状況にある DV 被害者が、次の相談行動につながりにくくなるなど、配偶者等からの暴力や児童虐待が重篤化する危険性が高まります。**

【提案内容の説明】

1 市町村（区役所）における支援体制の強化

- ・ 増え続ける児童虐待の相談対応に対して、市町村（区役所）が、家庭の状況変化に一体性・連続性を持たせて支援を行い、「要保護児童対策地域協議会の調整機関」としての役割を十分に担えるよう、
 - ① 児童虐待対策のための市町村（区役所）の体制強化について、「新プラン」に**確実に盛り込むとともに、地方交付税措置等の財政支援を拡充**すること
 - ② 児童相談所の増設や児童福祉司の増員に伴い今後不足が見込まれる**専門職の人材確保・育成のための方策を検討**することを提案します。

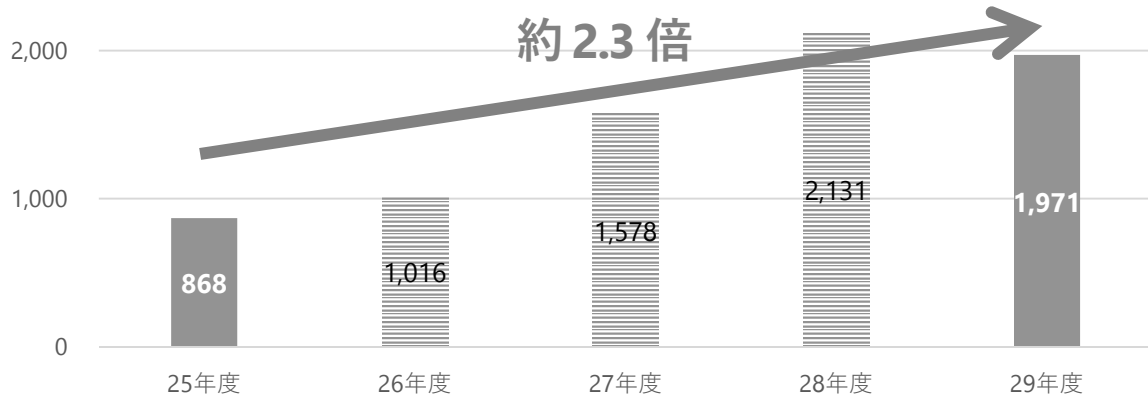
2 児童虐待重篤化防止のための DV 被害者支援事業の創設

- ・ 相談行動につながった DV 被害者を、緊急一時保護だけでなく、着実に次の適切な支援につなげていけるよう、国において現在行われている「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の内容も踏まえ、**行動制限のない一時的な居場所の提供や、その利用者を次の支援につなぐための相談支援**などを行う、**新たな事業の創設を検討**することを提案します。
- ・ また、新たな事業の実施にあたっては、相談者に寄り添った支援を行えるよう、**交付金を創設**することを要望します。

参考1 横浜市の区役所における児童虐待相談対応件数の推移

＜児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、区役所が調査等の対応をした件数＞

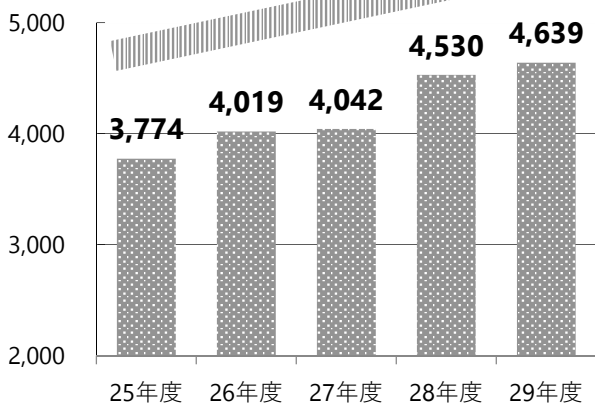
(単位：件)



参考2 横浜市における女性福祉相談(婦人保護事業)件数と一時保護件数の推移

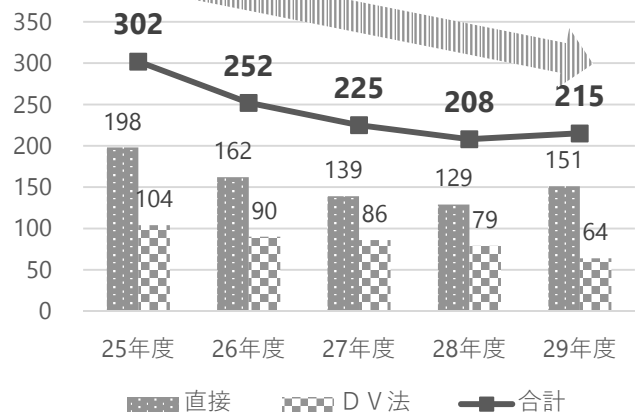
＜相談件数の推移＞

(単位：件)



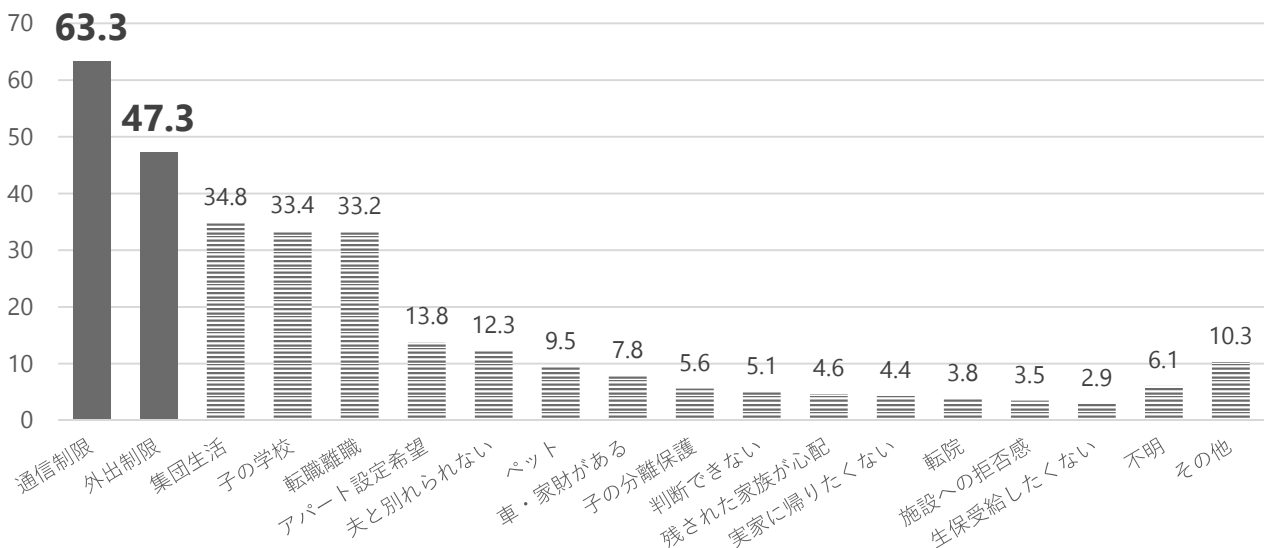
＜一時保護件数の推移＞

(単位：件)

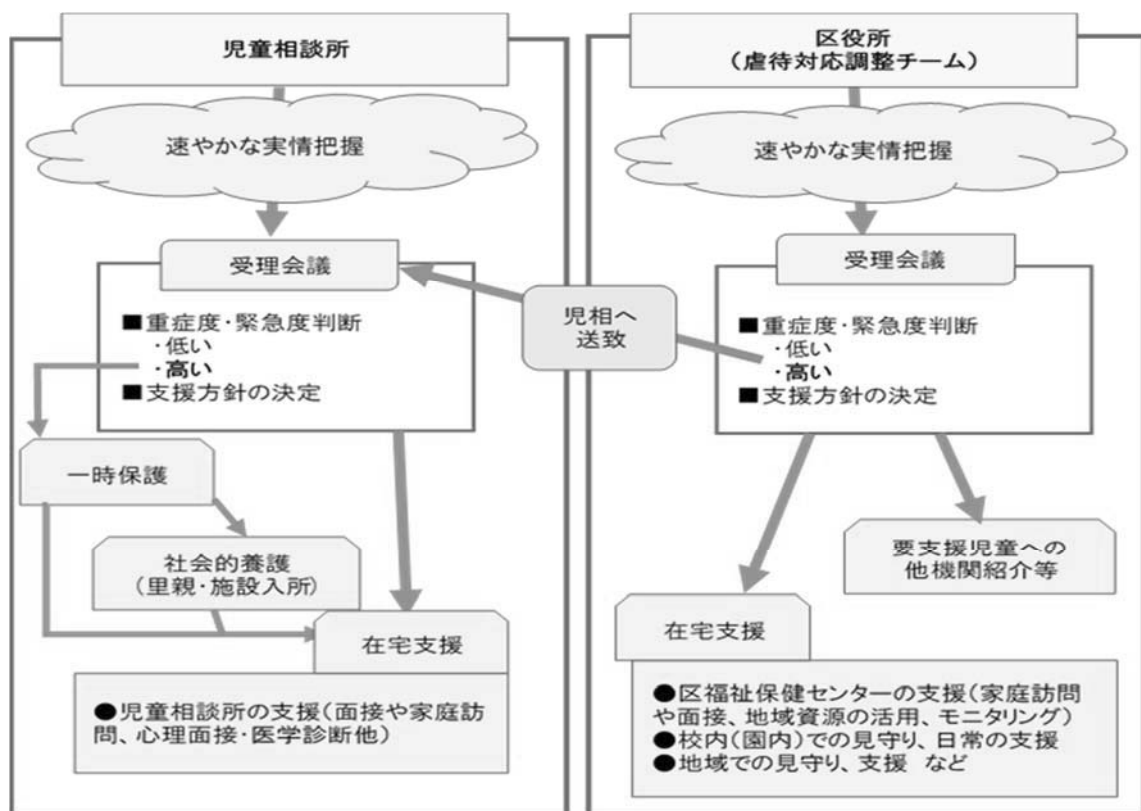


参考3 横浜市における女性緊急一時保護に至らなかった理由(重複あり)【平成30年横浜市調べ】

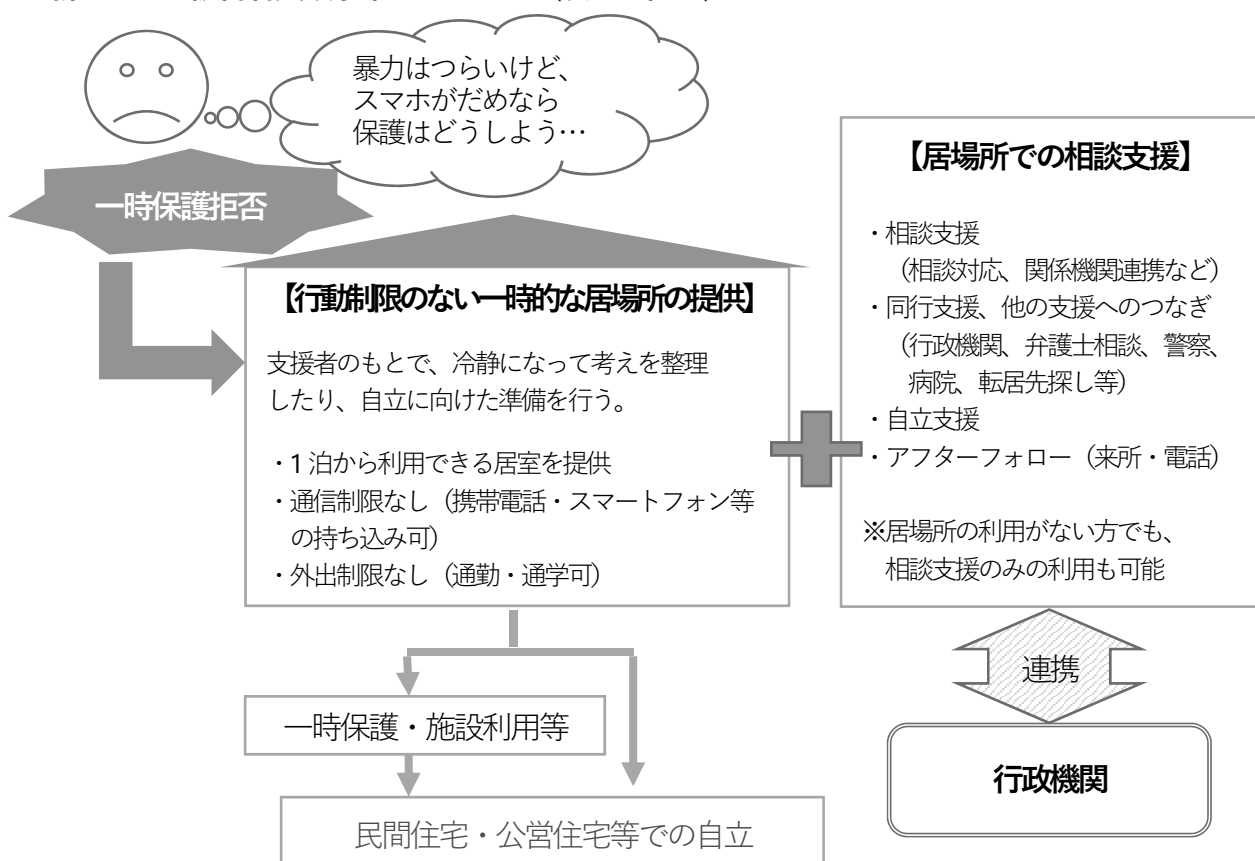
(%)



<横浜市における区役所と児童相談所の連携・役割分担のイメージ（項目1 関連）>



<新たな DV 被害者支援事業のイメージ（項目2 関連）>



外国人材の受入れ・共生のための環境整備

法務省

- 1 地方自治体が行う生活支援に対する新たな財政支援メニューの創設
- 2 生活支援の拡充に継続的に取り組む仕組みづくり

【提案の背景・必要性】

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設することとされました。これを踏まえ、現在、「出入国管理及び難民認定法」等の改正に向けた準備が進められるとともに、関係府省・経済団体・学識経験者・地方自治体等で構成される検討会において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の年内取りまとめに向けた検討が行われています。
- ・ **横浜市の外国人人口は、9 万人超と全国の市区町村の中で 2 番目に多く、5 年間で約 2 割増加**しています。また、市内の学校には 100 か国以上につながる子どもが在籍するなど、**在住外国人一人ひとりの置かれた状況は多様**です。こうした中、横浜市では、在住外国人への生活支援を、地域国際化協会やボランティア等の協力を得ながら、きめ細かく進めています。
- ・ 一方で、**地方自治体による生活支援は、これまで各自治体が限られた予算の中で任意の取組として実施してきた状況**があります。このため、**新たな外国人材を円滑に受入れ、共生**していくには、**国と地方が一体となって環境整備を進める**ことが必要です。
- ・ また、**地方自治体による生活支援が求められる分野は非常に多岐にわたること**から、**拡充に向けて継続的に取り組む仕組みづくり**も必要です。

【提案内容の説明】

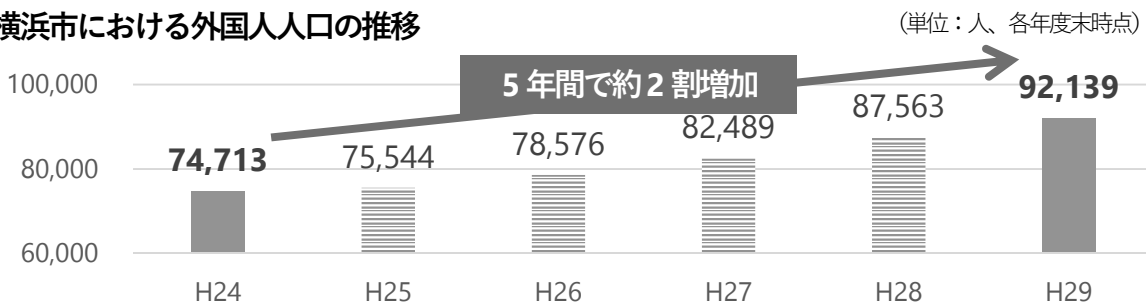
1 地方自治体が行う生活支援に対する新たな財政支援メニューの創設

- ・ 在住外国人が地域で暮らしていく上で必要な支援を行うため、法務省において企画立案・総合調整機能を発揮し、関係府省との連携の下、**地方自治体が行う生活支援に対する新たな財政支援メニューを創設**することを提案します。
- ・ また、財政支援にあたっては、**十分な事業費総額の確保**を行うとともに、ボランティア等の協力を得て当事者に寄り添う立場からきめ細かな支援を行えるよう、委託・補助等による実施も可能にするなど、**地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組み**とすることを提案します。
- ・ 併せて、各地方自治体への配分にあたっては、**在住外国人数を考慮**するなど、**支援ニーズに即した配分額を設定**することを提案します。

2 生活支援の拡充に継続的に取り組む仕組みづくり

- 生活支援の拡充に向けて、国と地方が一体となって継続的に取り組むため、「出入国管理及び難民認定法」等の改正案の成立後、引き続き、外国人の受入環境整備に関する企画立案や関係府省との総合調整の役割を担う法務省を中心に、**在住外国人との共生に係る基本法**を新たに制定し、**国と地方の責務を法律に位置付ける**ことについて検討することを提案します。
- また、この法律に基づき、**地方自治体への財政支援を「法律補助」として位置付ける**とともに、全ての地方自治体が最低限実施すべき対応を示した**ガイドライン等を策定**することを提案します。

■横浜市における外国人人口の推移



■「地方自治体による生活支援が必要な分野の例」(○)と「横浜市での主な取組例」(・)

○行政情報等の提供の多言語化

- 外国人向け広報の充実 (防災・ごみの出し方等)

○行政手続・生活相談の多言語対応

- 国際交流ラウンジの設置 (生活情報提供、相談、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを実施) / 市内11か所 / H29年度相談件数：22,616件)

○日本語学習支援 (成人向け)

- 市民団体等による比較的小規模な地域日本語教室 (約120教室)
- 国際交流協会による日本語教室の運営支援、日本語ボランティア研修会

○日本語教育、教科学習支援 (児童・生徒等向け)

- 日本語支援拠点施設「ひまわり」の設置 (来日間もない子どもや保護者の不安を軽減し、学校生活に適応できるようにするための支援を実施)
- 各学校における「国際教室」の設置、外国語補助指導員の配置

○防災・医療など緊急時の多言語対応

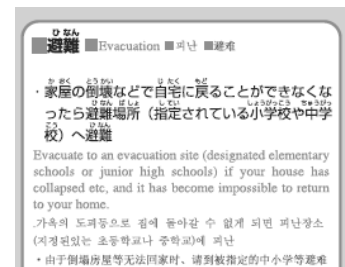
- 横浜市外国人震災時情報センターの設置 (災害発生時)
- 神奈川県やNPO等との協力による医療通訳派遣事業

○地域コミュニティとのつながりづくり

- 外国人急増地域へのコーディネーター配置
- 来日初期の方のための多言語冊子の作成

○外国人が地域で活躍できる機会の創出

- 留学生受入れ環境の向上と市内大学等との連携による留学生の市内企業への就職支援



多言語防災リーフレット



国際交流ラウンジでの相談



日本語支援拠点施設「ひまわり」

訪日外国人旅行者の獲得に向けた文化財を活用した魅力ある観光拠点整備への支援

文部科学省、国土交通省

「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」及び「旅行環境整備事業」等の確実な予算化による三溪園の大規模修繕等への支援

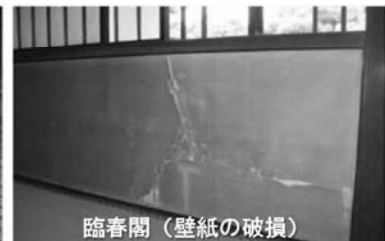
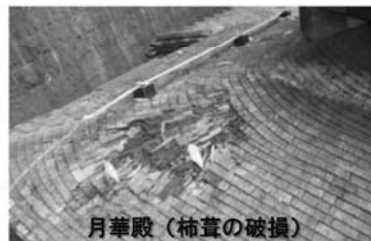
【提案の背景・必要性】

- ・ 国においては、「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月閣議決定）を改定し、32 年に訪日外国人旅行者数を 4 千万人とすることなどを目標に掲げて、観光先進国の実現に向けた施策を推進しています。また、30 年 6 月には、文化財保護法が改正され、文化財の観光振興やまちづくりへの積極的な活用に向けた機運が高まっています。
- ・ 横浜市内にある三溪園は、**10 棟の重要文化財を含む 17 棟の歴史的価値の高い建造物と、国の名勝指定を受けた広大な日本庭園**を有しており、日本の歴史・文化を示す施設として、国内外から要人を迎える際の迎賓施設としても活用されています。また、近年の横浜港への客船寄港数の増加などに伴い、クルーズ船客をはじめとした訪日外国人旅行者の来園が増加しています。
- ・ 一方で、三溪園は、戦後に実施した復旧工事から約 60 年が経過しており、**重要文化財や庭園等の老朽化が進行**しています。また、近年、訪日外国人旅行者を含めた来園者数が増加しており、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど世界から注目の集まるイベントの開催を控える中、トイレの再整備（園内 10 か所を順次整備）や多言語対応の拡充など、**文化財を活用した魅力ある観光拠点として受入環境の更なる充実**を図ることも喫緊の課題となっています。
- ・ こうした中、横浜市では、三溪園を所有・管理をしている（公財）三溪園保勝会に対して計画的な修繕や耐震対策等を進めるための支援を行うとともに、30 年度からは大規模修繕にも着手していますが、今後、大規模修繕等の本格化に向けて、事業費の増加が見込まれています。

【提案内容の説明】

- ・ 国の重要文化財や名勝として指定を受けている三溪園について、訪日外国人旅行者の獲得に向けた魅力ある観光拠点として積極的に活用しつつ、文化財として次世代へ確実に継承していけるよう、31 年度概算要求における、文化財の修復等を支援する「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」（文化庁）や、訪日外国人旅行者等の受入環境向上を支援する「旅行環境整備事業」「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」（観光庁）を確実に予算化し、大規模修繕等に対して積極的な支援を行うことを要望します。

<三溪園内の概要>



<大規模修繕計画の概要>

工事種別	主な対象施設	修理方針	工期
重要文化財 大規模修繕	臨春閣、月華殿	屋根葺替・部分修理	第一期 H30-35
	旧東慶寺仏殿	解体修理	第二期 H36-39
	旧燈明寺三重塔	半解体修理	
	旧矢筈原家住宅	屋根葺替・部分修理	
名勝庭園 整備	大池、植栽等	修景整備等	H30-35
	文化財等 整備保全 (市指定有形 文化財等)	三溪記念館、 鶴翔閣、 白雲邸等	

<来園者数の推移 (人) >



旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請

農林水産省、国土交通省

国際園芸博覧会の開催要請

【提案の背景・必要性】

- ・ 国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催されています。
- ・ 横浜市では、**国連 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、観光立国や地方創生・経済活性化の推進、旧上瀬谷通信施設の活性化による圏域振興等を図るため、国際園芸博覧会（A1 クラス）の招致**を目指しています。

【提案内容の説明】

- ・ 平成 29 年 6 月に設置した有識者による「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」における審議とともに、地権者の皆様をはじめ市民・企業等の皆様から御意見をいただき、横浜市としての基本事項案を取りまとめておりますので、引き続き、**旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催に向けた検討**をお願いします。

<提案基本事項等>

- (1) 開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
※27 年 6 月に米軍から返還された面積約 242ha の首都圏最大級の平坦な土地
- (2) 開催期間：2026 年 4 月～9 月（6 か月間）を想定
- (3) 会場規模：国有地を中心に会場面積 80～100ha を想定
- (4) 入場者規模：1,500 万人以上を想定

■開催意義等（抜粋）

テーマ



幸せを創る明日の風景

Scenery of The Future for Happiness

日本・横浜が創る 明日の豊かさを深める環境社会

○開催意義

横浜・上瀬谷で花と緑等をシンボルに、地球環境の持続、経済成長、成熟社会等を展望した未来志向の国際園芸博覧会を開催

①国際的な視点

地球環境を継承する具体的な取組を発信し、国連SDGsの課題解決に貢献

②花と緑・博覧会の視点

園芸に関する最高水準の知識や文化を深め、新たな価値観やサービスを創出

③日本・横浜・上瀬谷での視点

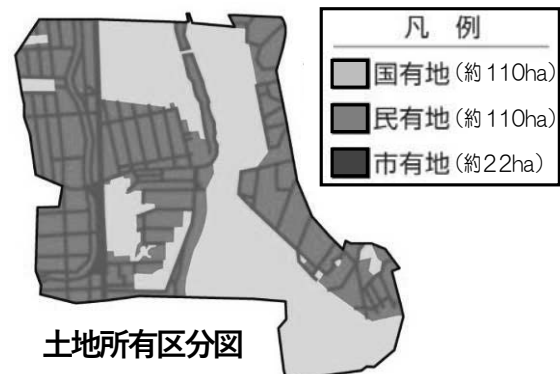
観光立国、地方創生等に貢献し、郊外部の活性化モデルとして圏域を振興



開催場所（旧上瀬谷通信施設）・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設（約242ha）航空写真



土地所有区分図

国際競争力及び防災力強化に向けた 高速道路等の整備推進

国土交通省

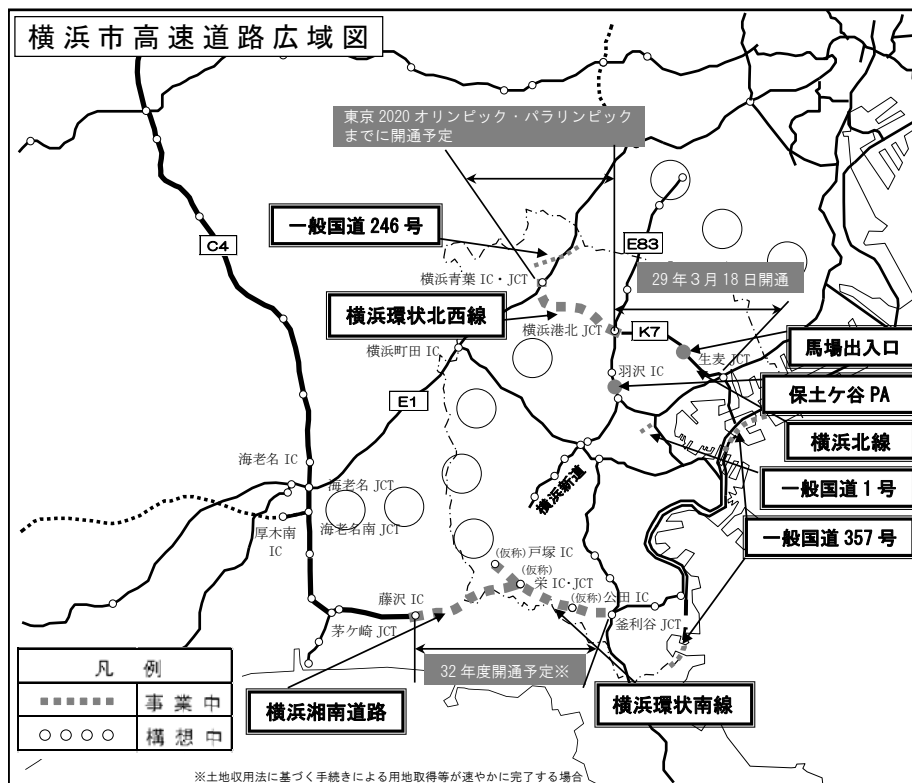
- 1 必要な道路整備の推進に向けた国の道路関係予算の拡大**
- 2 横浜環状北西線の東京 2020 オリンピック・パラリンピック
までの開通に向けた事業費の確保**
- 3 圏央道（高規格幹線道路）へのアクセス道路の事業費確保**
- 4 横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分に対する
有料道路事業の活用**
- 5 横浜北線馬場出入口の開通に必要な関連街路の事業費の確保**
- 6 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進**
- 7 直轄国道の整備推進並びに物流上重要な道路輸送網である
補助国道及び市内幹線道路の整備に対する財政支援制度の
創設**

【提案の背景・必要性】

- 1 国の掲げる「力強く持続的な経済成長の実現」や「国民の安全・安心の確保」等の実現に必要な道路整備の財源となる社会資本整備総合交付金等について、全国の地方公共団体への配分率は要望額の6割程度であり、依然として低い水準です。
- 2 首都圏及び横浜市の国際競争力、防災対応力強化のためには、横浜環状北西線の整備が急務です。
- 3 圏央道（高規格幹線道路）へのアクセス道路については、横浜環状南線等と開通時期を合わせるため、計画的かつ集中的な投資が欠かせません。
- 4 横浜環状南線及び横浜湘南道路については、国の平成 27 年、28 年の事業評価監視委員会において、大幅な事業費の増加が決定されました。
- 5 横浜北線の整備効果を最大限発揮するためには、北線で唯一未開通である馬場出入口と、接続する大田神奈川線の早期開通が必要です。
- 6 横浜市内の渋滞箇所は、東西を結ぶ軸となる一般国道 1 号や、横浜新道、新横浜都心と横浜中心部を結ぶ主要な一般道などに集中しており、早急に対策を進める必要があります。
- 7 首都圏及び横浜市の発展を一層促進するためには、国道の整備を通じた他都市との円滑な交通と連携強化が必要です。また、補助国道や市内幹線道路については、直轄国道と同様に、平常時・災害時を問わず安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網として、着実な整備が不可欠です。

【提案内容の説明】

- 1 真に必要な道路整備が進められるよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡大など、**国の道路整備費枠**をこれまで以上に**拡充**することが必要です。
- 2 **横浜環状北西線及び本線へのアクセス道路（川向線）**が、東京2020オリンピック・パラリンピックまでに開通できるよう、今後も**着実な事業費の確保**が必要です。
- 3 **横浜環状南線及び横浜湘南道路へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、田谷線、横浜藤沢線、環状3号線）**の整備に向けた**安定的な財源確保**が必要です。
- 4 **横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費増加分**については、本市の負担増とならないよう、**有料道路事業での対応**をお願いします。
- 5 **横浜北線馬場出入口の31年度までの開通**を達成するとともに、一体的に整備を進める**大田神奈川線の着実な事業費の確保**が必要です。
- 6 **一般国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策**や、**第三京浜保土ヶ谷PA**付近における出入口の設置促進、**横浜新道の付加車線設置**のため、**所要の調査設計等を推進**することが必要です。また、「首都圏の新たな高速道路料金」について、横浜港に係る物流の効率化等の観点も含め、引き続き効果や影響を検証するとともに、**激変緩和措置の長期継続**が必要です。
- 7 直轄国道である**一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅**、**一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良**、**一般国道357号の着実な整備**が必要です。また、補助国道である**一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区**や、**骨格となる市内幹線道路網の整備推進**に向けて、**重要物流道路の指定及び整備に対する個別補助化など、重点的な財政支援制度の創設**が必要です。



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局横浜環状北西線建設部横浜環状北西線建設課長
 道路局横浜環状道路調整課長

清水 裕之 TEL 045-671-2937
 田中 洋介 TEL 045-671-2734
 岡 靖之 TEL 045-671-3985

連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進

国土交通省

1 連続立体交差事業関連の推進

(1) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の早期事業化に向けた着工準備費の確保

(2) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）の高架化に併せた計画的かつ集中的な関連道路整備に向けた事業費確保

2 本格的な無電柱化の推進に向けた財源確保と低コスト手法の普及・実用化

3 道路施設における老朽化対策の推進に向けた予算の確保

【提案の背景・必要性】

- 1 連続立体交差事業は、複数の踏切の一斉除却により、踏切事故の解消と併せて、渋滞解消、バリアフリー化、防災力の向上、道路・市街地等との一体的な整備に伴うまちづくりの促進など、多面的で高いストック効果が期待できます。相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業については、国の着工準備採択を受け、今年度から5年を目途に事業化に向けた都市計画、環境影響評価の手续等を進めています。当該事業区間は、除却対象踏切10箇所すべてが「踏切道改良促進法」で指定された踏切であり、早急かつ計画的に対策を推進することが不可欠です。また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、今年11月24日から全線を高架化する予定です。ストック効果を最大限発揮させるためには、計画的かつ集中的な関連街路等の整備も不可欠です。
- 2 無電柱化は、都市の防災力の向上、良好な景観形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保の観点から、取組をより一層推進していく必要があります。一方で、現在の一般的な整備手法である電線共同溝方式では、整備コストが高いことや、幅員の狭い道路への導入が困難なこと等が支障となっています。
- 3 横浜市が管理する橋りょうは、25年後に全体の約8割が建設後50年以上経過します。26年度から近接目視点検を進めている中で、橋りょうの約1割は判定区分Ⅲ（早期措置段階）、約8割は判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断しています。橋りょうをはじめとした多くの道路施設について、今後、点検結果を踏まえ補修の優先順位などを定めた長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的かつ着実に進める必要があります。

【提案内容の説明】

- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業については、早期事業化に向けた都市計画や、環境影響評価の手続等を円滑に進めるため、**着工準備費の確保**が必要です。また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、立体交差化に併せた星川停車場線等の**計画的かつ集中的な周辺道路整備**に向けた**財源確保**が必要です。
- 2 **無電柱化を推進するための財源確保**と、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の**省スペース化と低コスト化が図れる手法の普及・実用化**が必要です。
- 3 橋りょうをはじめとした**道路施設の適切な維持管理と老朽化対策**には、点検結果に基づく計画的な老朽化対策を進めるための、**交付金の更なる拡大**が必要です。

■相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 ■相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

【検討区間】 二俣川駅～西谷駅 約2.7km

【実施区間】 星川駅～天王町駅 約1.9km

【踏切除却数】 10 か所（うち開かずの踏切5 か所）

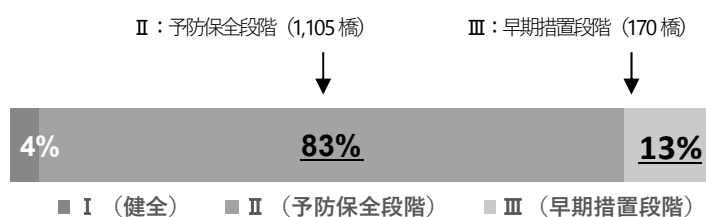
【踏切除却数】 9 か所（全て開かずの踏切）



■横浜市の無電柱化の推進の取組

- ・「**道路法第37条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限**」（平成29年4月1日施行）
全国に先駆け、新たな電柱の占用制限を開始しました。
- ・「**無電柱化を推進する市区町村長の会**」の活動
横浜市長が副会長を務める「無電柱化を推進する市区町村長の会」において、無電柱化に関する要望を国等に行うなど、無電柱化を推進する取組を行っています。
- ・「**横浜市無電柱化推進計画**」の策定
基本方針、期間、無電柱化の推進に向けた施策等を定めた「横浜市無電柱化推進計画」を30年度内に策定する予定です。

■市内橋りょうの点検結果（判定区分） H26～H29 全数



欠損した見晴橋（架け替え済）

提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課鉄道交差調整担当課長 栗本 高史 TEL 045-671-2757
道路局計画調整部企画課長 樹岡 龍太郎 TEL 045-671-2746
道路局建設部橋梁課長 安達 秀昭 TEL 045-671-2752

ふ頭機能の再編等による横浜港の国際競争力強化

国土交通省、財務省、総務省、文部科学省

1 物流機能の強化

- (1) 新本牧ふ頭整備や本牧ふ頭再編(BC2岸壁等)の早期事業化
- (2) 南本牧ふ頭 MC4 事業や大黒ふ頭 P3・P4 事業の早期完成
- (3) 基幹航路維持・拡大に向けたとん税・特別とん税の見直し等による港湾コスト低減や集貨施策の推進
- (4) 本牧ふ頭 A 突堤のロジスティクス拠点形成に向けた基盤整備への支援 等
- (5) 平成32年のLNGバンカリング拠点本格始動に向けた支援
- (6) ICT活用等による生産性向上や港湾労働環境改善への支援

2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わい創出

- (1) 大黒ふ頭及び新港ふ頭での受入施設整備や周辺の回遊性を高める歩行者デッキ等の整備への支援
- (2) ホテルシップ実施に向けた既存岸壁の補修等への支援
- (3) 山下ふ頭再開発に伴う基盤施設等の整備への支援
- (4) 帆船日本丸の重要文化財としての保存・活用への支援

3 安全・安心な港づくり

- (1) 海岸保全施設整備に係る事業費確保
- (2) 「ヒアリ」等の特定外来生物の侵入・定着防止への支援

【提案内容の説明】

1 物流機能の強化

- (1) 急速に進むコンテナ船の大型化や増大する貨物等に適切に対応し、柔軟なターミナル運営を実施していくため、**新本牧ふ頭整備やBC岸壁の延長**をはじめとする**本牧ふ頭再編の早期事業化**が必要です。
- (2) ふ頭機能の強化のため、国直轄事業として整備中の**南本牧ふ頭 MC4** 及び**大黒ふ頭 P3・P4** の**早期完成**が必要です。
- (3) 港湾コスト低減のため、**基幹航路に就航するコンテナ船の寄港促進に資するとん税・特別とん税の見直し**が必要です。また、横浜川崎国際港湾(株)の荷さばき施設等の**固定資産税等の軽減**や、**集貨支援事業への国の支援継続**が必要です。
- (4) 創貨の取組を推進するため、**ロジスティクス拠点形成に向けた本牧ふ頭 A 突堤の道路等の基盤整備**や、**高度化荷さばき施設用地整備への支援**が必要です。

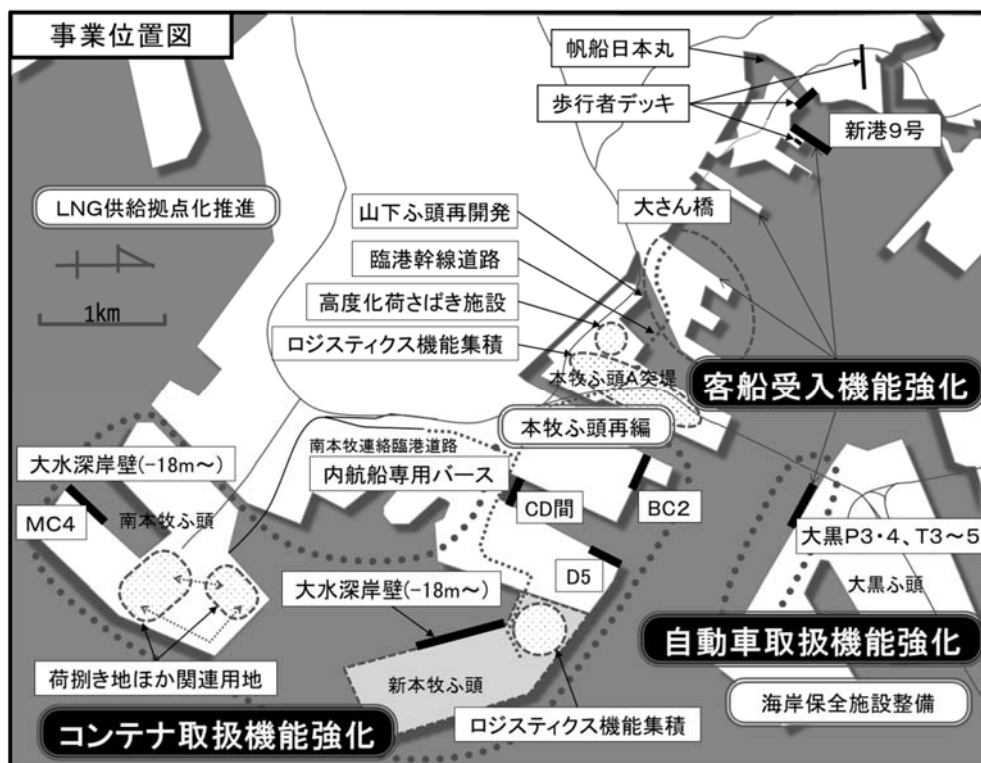
- (5) LNG バンカリング拠点の形成に向け、引き続き事業費を確保するなど、**国の継続的な支援**が必要です。
- (6) 荷役作業の効率化等による生産性向上や港湾で働く方の労働環境改善を実現するため、**ICTを活用したRTG等、コンテナ輸送効率化の推進**が必要です。

2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わい創出

- (1) **大黒ふ頭及び新港ふ頭での客船受入施設の整備**を進めるとともに、周辺地区の回遊性向上による賑わい創出を図るため、**歩行者デッキ等（みなとみらい地区・新港地区周辺）の整備への支援**が必要です。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック開催時に、クルーズ船をホテルシップとして活用するため、着岸する**山下ふ頭の岸壁補修等に必要な社会資本整備総合交付金の十分な確保**が必要です。また、長期係留に伴う**排水等の処理施設、宿泊者の利便性向上のための施設整備**が必要です。
- (3) 山下ふ頭再開発に伴う**既存倉庫等の移転及び機能強化への支援**や**臨港幹線道路**をはじめとする**基盤施設等の整備**が必要です。
- (4) **帆船日本丸**を今後も大切に保存し、広く活用を図るため、船体等の修繕に引き続き、**船内の機関・居室の修繕等に対する支援**が必要です。

3 安全・安心な港づくり

- (1) 頻発する大型台風等による高潮や大規模地震による津波の被害を防ぐため、**大黒ふ頭における海岸保全施設の整備が喫緊の課題**です。
- (2) 「ヒアリ」等の**特定外来生物の侵入・定着を防ぐことが必要**です。



都市部における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充

環境省、総務省、農林水産省、経済産業省

- 1 自家消費型の太陽光発電の普及促進のための補助金の拡充
- 2 地域決定型地方税制特例措置の認定要件の緩和

【提案の背景・必要性】

- ・ **SDGs 未来都市に選定（平成 30 年 6 月）された横浜市**では、パリ協定（温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組み）や SDGs（持続可能な開発目標）の採択後の世界の潮流等を踏まえ、横浜市地球温暖化対策実行計画（30 年 10 月改定）において、2050 年も見据えて「**今世紀後半のできるだけ早い時期における脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）の実現**」を目指すこととしています。
- ・ 横浜市のような**都市部**は、電力の大量消費地であり、「脱炭素化」の実現に向けて再生可能エネルギーの導入拡大を図ることが不可欠ですが、立地条件の制約を受けやすい大規模な発電設備の普及は難しいため、特に、建物の屋根などに設置できる**太陽光発電を活用していくことが重要**です。
- ・ また、横浜市では、国内初となる電力供給契約による VPP（バーチャルパワープラント：仮想発電所）構築事業に取り組んでいます。**災害時における停電への対応力の強化**や、**電力の需給バランスの安定化**の観点からも、今後、蓄電池などを併設した**自家消費型の発電設備の普及**などにより**電力の自家消費を推進していくことが重要**です。
- ・ 国においては、税制上の特例措置、補助金、固定価格買取制度（FIT：フィット）などを通じて再生可能エネルギーの普及を進めており、これらの支援策は、横浜市内でも太陽光発電設備の導入拡大に寄与してきました。
- ・ しかし、固定資産税に関する特例措置については、28 年度から、地方自治体が一定の範囲内で自主的に課税割合を設定できる、**地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）**に変更され、太陽光発電設備に関する特例措置の適用対象は、「FIT（フィット）の認定を受けていないもの」かつ「政府の補助金を受けて取得したもの」とされました。

- この補助金を受けて取得した太陽光発電設備の導入実績は、全国でも極めて少なく（28年度 19件、29年度 13件）、横浜市内では実績がありません。このため、横浜市における「わがまち特例」は、地方税法上の最低の課税割合に設定しているにも関わらず、現在まで適用実績がありません。

【提案内容の説明】

- 都市部における再生可能エネルギーの導入拡大や、災害時における停電への対応力の強化、電力の需給バランスの安定化に向けて有効な手段である、**自家消費型の太陽光発電の普及促進**を図るため、
 - 「蓄電池を併設した自家消費型の太陽光発電設備」や「蓄電池」の導入費用に対する補助金の**新設・拡充**を提案します。
 - 地域決定型地方税制特例措置**（通称「わがまち特例」）について、「政府の補助金を受けて取得したもの」だけでなく、「**系統連系保護装置の認証^{※1}**を受けた設備を取得したもの」等の一定の要件を満たす設備を適用対象に加えるなど、**認定要件の緩和**を提案します。

（※1：一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が行っている、発電設備が系統連系技術要件ガイドラインや電気用品安全法などの基準に合格していることを認証する制度。太陽光発電設備を設置する場合には、固定価格買取制度（FIT）の認定を受けたか、受けていない〔自家消費型〕かに関わらず、通常、この認証が必要となる。なお、系統連系保護装置の国内非住宅向け出荷台数は、29年度 176,258台。（一般社団法人 日本電機工業会 PVパワコン統計委員会）

<固定資産税に関する特例措置の適用対象>

税目	対象資産	特例 (H24～27年度)	わがまち特例 (H28～29、30～31年度)
固定資産税 (償却資産)	太陽光 発電設備	固定価格買取制度（FIT） の認定を受けた 発電設備	固定価格買取制度（FIT） の認定を受けていない 発電設備 及び 政府の補助金 ^{※2} を 受けて取得した設備
横浜市での 新規適用事業者数		約 200 件	0 件

要件緩和
を提案

（※2：再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金（28年度まで）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（29年度から））

地球温暖化対策に資する交通システムの導入支援

環境省、国土交通省

環境負荷軽減につながる「高度化バスシステム（BRT）」の導入に必要な事業費の確保

【提案の背景・必要性】

- ・ **SDGs 未来都市に選定（2018年6月）された横浜市**では、パリ協定（温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組み）やSDGs（持続可能な開発目標）の採択後の世界の潮流等を踏まえ、横浜市地球温暖化対策実行計画（2018年10月改定）において、2050年も見据えて「**今世紀後半のできるだけ早い時期における脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）の実現**」を目指すこととしています。
- ・ 横浜市では、温室効果ガスのうち、運輸部門からの排出量は総排出量の約2割を占めており、そのうち自動車による排出量は全体の9割弱を占めるため、**特に自動車からの排出削減を進めることが重要**です。
- ・ 横浜市の都心臨海部の水際線沿いでは、観光客をはじめとした多くの方が訪れる施設が数多く立地していますが、現状でも公共交通が少ない状況です。また、今後、東京2020オリンピック・パラリンピックが行われる2020年に向けて、MICE施設の強化拡充や客船受入機能の強化などが予定されており、交通需要が更に増加することが予想されます。このため、**水際線沿いに立地する施設への公共交通の充実を図るとともに、マイカー等から公共交通への転換を促す必要**があります。

【提案内容の説明】

- ・ **連節バスを活用した新たな交通「高度化バスシステム（BRT）」を2020年までに導入し、水際線沿いに立地する施設への公共交通の充実を図ります。**
- ・ これにより、マイカー等から公共交通への転換を促し、温室効果ガスの排出量を削減することは、脱炭素化を進める上でも重要です。このため、2019年度も引き続き、**導入のための事業費の確保**が必要です。

■ 連節バスを活用した「高度化バスシステム（BRT）」の概要

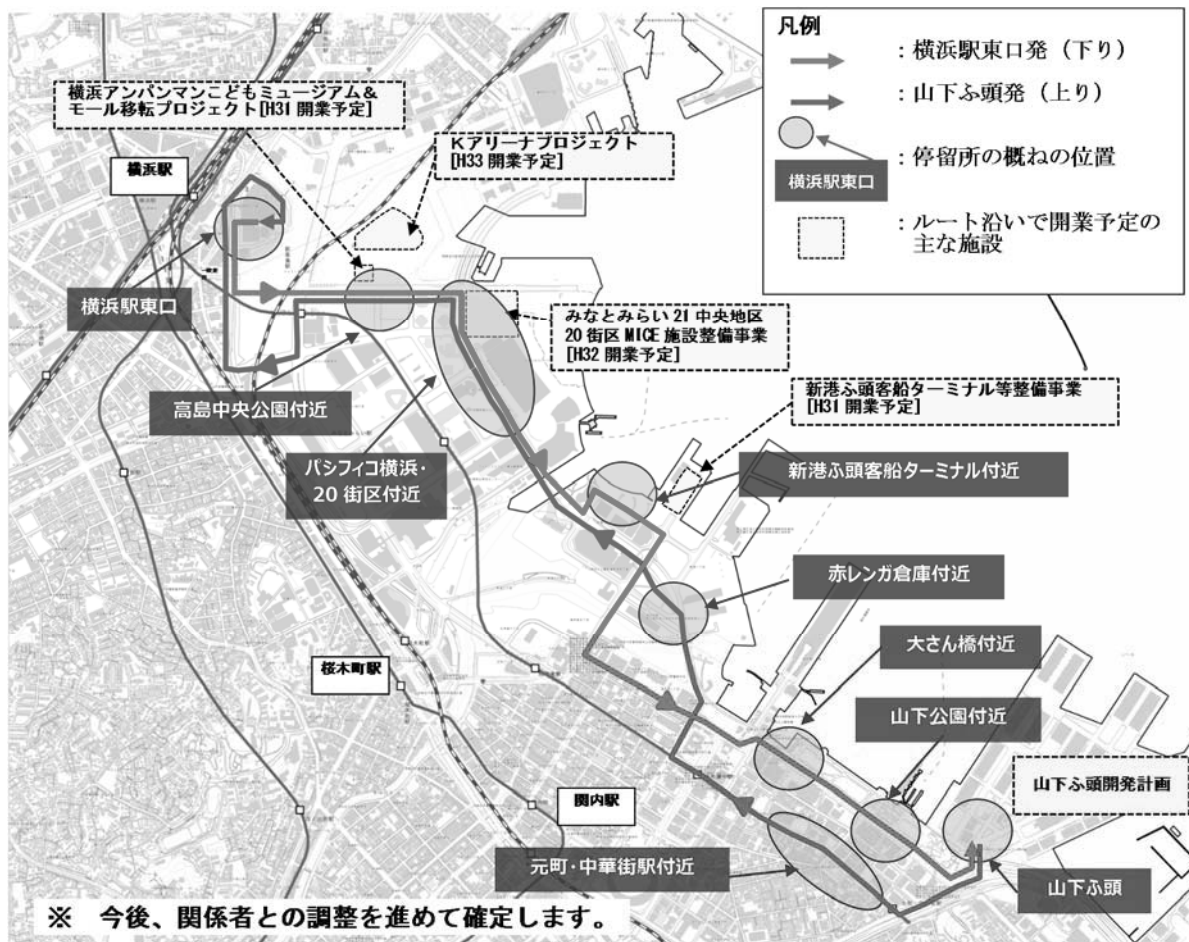
1 基本コンセプト

都心臨海部全体の回遊性を高め、市民だけでなく観光客などの来街者にとっても、わかりやすく、使いやすく、快適に回遊できるシステム

【基本コンセプトの具体化に向けた視点と取組内容】

	視点	取組内容
わかりやすさ	まちのシンボルとなり、初めて訪れる人でもルートが明確	認識しやすい車両、明確なルート案内、案内システムの充実
使いやすさ	駅や主要な観光施設等を結ぶルート設定・スムーズな乗降や乗継により回遊性を向上	最適なルート設定、スムーズな乗降、利用しやすい乗車券、乗継しやすい環境、観光案内の充実
快適さ	利用者が移動する際に快適に過ごせ、乗ること自体を楽しめる環境の整備	快適な車両、バス待ち空間の充実、定時性の確保

2 2020年時点での導入ルートのイメージ





左：横浜環状北西線（北西線建設現場フォトコンテスト 2017 入賞作品）
右：横浜港（横浜港客船フォトコンテスト 2018 入賞作品）

横浜市 政策局 大都市制度・広域行政室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/teian/>